

臨床倫理指針

1. すべての人の命と人間性を尊重する。
2. 医療行為による患者・利用者の利益を考え、医学的適応を確認したうえで最良の医療を実践する。
3. 十分な説明と話し合いを行ったうえで患者・利用者の意思を尊重し、適正な検査や治療法を選択する。
4. 治療後の生活の質(QOL)確保を考慮に入れ、リハビリテーションを含む総合的医療・ケアを提供する。
5. 患者・利用者の経済状況に応じて、無料低額診療等を実施する。
6. 国籍、宗教、信条、年齢、性別、社会的地位、経済的状況、健康問題などに関わらず、公正な医療を提供する。
7. 信頼される医療機関として、医療の向上と社会貢献のための努力をする。
8. 個人情報の保護を厳守し、患者・利用者のプライバシー侵害の無いよう配慮する。
9. 医療倫理上の問題が発生した時には、倫理委員会規程に添って委員会の審議を受ける。
10. 医療安全管理に最大限努力し、有害事象発生時は関係者の救済を最優先するとともに、原因究明と再発防止に努める。

職員倫理規範

1. 済生会東神奈川リハビリテーション病院の職員としての自覚を持ち、組織人・社会人としての責任を十分果たすべく良識ある行動を心がけ、誠実・公正に職務を遂行する。
2. 職員は、患者・利用者の基本的権利と人間性を尊重し、思いやりのある対応に努める。
3. 職員は患者・利用者との対等な立場での信頼関係を築き、かつ維持増進していく。
4. 職員は、各職種に応じた医療・看護を提供するにあたって、患者・利用者が理解できる言葉で説明し、適正な選択ができるように支援する。
5. 職員は、それぞれの職場機能の維持・向上に努め、良質なチーム医療提供の観点に則って、互いに協力し合って業務を遂行する。
6. 医療関連のみならず必要な技術・知識の習得に努め、信頼される質の高い医療の提供を心がける。
7. 職員は、守秘義務を遵守し、職務上知り得た個人情報は、在職中・退職後に関わらず口外しない。
8. 近隣医療機関との交流を深め、互いに高め合える関係性の構築に努める。
9. 後進指導に積極的に取り組み、共に成長し合える組織環境と健全な病院運営を心がける。